

栃木で「県民対話集会」(3/19)開催、早朝駅頭行動(3/15)も実施

○ 「県民対話集会」 in 鹿沼 を開催

ー自治基本条例をもとに、地域主権や公共サービスについて考えるー



(左) 沼田好東洋大教授と4人のパネラーによるディスカッション

栃木県地域公共サービスの確立を求める委員会、栃木県自治研究センターは3月19日、鹿沼市内で5回目の「県民対話集会」を開いた。

集会には、一般市民50人を含む226人が参加。4月1日に施行される[鹿沼市の](#)

[自治基本条例](#)を題材に、講演やディスカッションを通じ、地域主権とは、市民協働とは何かについて考えた。

鹿沼市の自治基本条例は、市民が自らの手で作成したもの。また、東日本大震災後に最初に条例化されたこともあり、災害時の対応も盛り込まれている。鹿沼市の佐藤信市長は、「行政は裏方に徹し、市民から公募された『鹿沼市自治基本条例を考える会』の自主的な議論により作成されたもので、地域主権の原点とも言える。この条例は理念であり、今後、これをどのように反映させていくかが重要だ」と強調。

また、考える会の学識経験者委員の東洋大学・沼田良教授（県自治研センター特別助言者）が基調提起を、公募委員の紺野勝寛副会長が経過報告をした。この後、4人のパネラーによるパネルディスカッションが行われ、市民自治を基本とした協働のまちづくりや質の高い公共サービスの確立に向け、市民自らが考え、参画し、条例に魂を吹き込んで実践できるかが大事だと訴えた。

なお、県委員会として、今後、公契約条例などの制定をめざし佐藤信市長と連携を強めることとしている。

○ 組合員と地域労働者の生活と権利、公共サービスを守り、地域主権をめざす

栃木県地域公共サービスの確立を求める委員会は、3月15日の早朝、188人が参加し、県内16ヶ所の駅頭で公共サービスキャンペーン行動を実施した。県委員会は03年に連合栃木公務部門や県公務員共闘会議、全建総連、政労連、全国一般栃木などが結集して設立。県内主要駅頭で年2回程度、公務員の国際比較と公務員制度改革、東日本大震災での公共の取り組みと役割、公契約条例や公共サービス基本条例、自治基本条例、ワーク・ライフ・バランスなどをテーマに、本県独自のチラシを作成。県民にアピールしてきた。この日は、「県民対話集会」の行事案内を含め、公共サービスの意義と必要性を訴えた。